一一　生活保護法の一部改正に伴う経過措置
　改正法による児手法附則第二条の改正において特例給付を廃止することとしているところ、生活保護の受給認定の際の所得確認の事務等において、過去の特例給付の受給状況に係る資料の提供等の求めに関する事務を行うことが想定されることから、必要な経過措置について定めることとした。
一二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置
　改正法による児手法附則第二条の改正において特例給付を廃止することとしているところ、市町村長等が所得更正に伴う特例給付の支給事務や未払特例給付の支給事務など過去の特例給付の支給に関する事務を行うことが想定されることから、必要な経過措置について定めることとした。
一三　施行期日等
　1　この政令の施行に関し、必要な経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）
　2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九〇号）（こども家庭庁）
　子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六八号）の施行期日は、令和六年九月二五日とすることとした。

◇子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二九一号）（こども家庭庁）
一　子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令の一部改正関係
　ひとり親世帯の養育費受領率について、ひとり親世帯の総数のうちにひとり親世帯に属する子の親から当該子の養育に必要な費用の支払を受けているひとり親が属するひとり親世帯として内閣総理大臣が定めるものの数の占める割合とすることとした。（第一条第三項関係）
二　関係政令の整備
　その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条及び第三条関係）
三　この政令は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二五日）から施行することとした。

政　令

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十七号

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年九月二十日とする。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十八号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の一部の施行に伴い、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第十二条の三第一項及び第十三条第四項、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七条第一項、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第百二十五条、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）第二十四条並びに独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令の一部改正）

第一条　大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（令和六年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大麻草の栽培の規制に関する法律施行令

本則中「大麻草の栽培の規制に関する法律」を「法」に改め、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　第二種大麻草採取栽培者の免許を申請する者　十八万六百円

二　第二種大麻草採取栽培者の免許証の再交付を申請する者　一万二千三百円